

(5) 決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
府民文化部 人権局人権擁護課	<p>「興信所・探偵社業者等に関する相談等業務」委託について、経費支出伺の決裁及び契約締結が業務開始の後に行われていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 541 1442 743"> <tr> <td>経費支出伺起票日</td> <td>平成26年4月1日</td> </tr> <tr> <td>経費支出伺決裁日</td> <td>平成26年4月10日</td> </tr> <tr> <td>契約日</td> <td>平成26年4月10日</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成26年4月1日～平成27年3月31日</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>3,576,351円</td> </tr> </table>	経費支出伺起票日	平成26年4月1日	経費支出伺決裁日	平成26年4月10日	契約日	平成26年4月10日	契約期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日	委託料	3,576,351円	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(契約書の作成) 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。（以下各号略）</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>平成28年度以降、本件業務については、早期に事務手続に着手し、余裕をもって契約手続を行う。</p> <p>また、今回の指摘内容について、大阪府財務規則の関連規定と併せて12月4日に所属職員に周知した。</p>
経費支出伺起票日	平成26年4月1日												
経費支出伺決裁日	平成26年4月10日												
契約日	平成26年4月10日												
契約期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日												
委託料	3,576,351円												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月18日から同年7月9日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 保健医療室 医療対策課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <p>1 男性同性愛者向けH I V等検査・相談事業（追加検査）委託</p> <p>(1) 契約期間：平成26年7月22日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成26年7月22日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成26年10月3日 決裁日：平成26年10月3日</p> <p>(4) 支出負担行為額：83,000円</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>（契約書の作成）</p> <p>第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> </div>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また本事業に係る平成27年度の経費支出伺（支出負担行為）の起案・決裁につき、契約事務のルール等を踏まえ、適正な事務処理を行った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 保健医療室 健康づくり課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <p>1 旧大阪府立健康科学センター及び大阪府立成人病研究センター研究所における電気料金の経費支出について</p> <p>(1) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成26年4月1日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成26年5月20日 決裁日：平成26年5月20日</p> <p>(4) 支出負担行為額：92,068,000円</p> <p>2 ノートブックパソコンの賃借契約に係る経費</p> <p>(1) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成26年4月1日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成26年5月14日 決裁日：平成26年5月20日</p> <p>(4) 支出負担行為額：138,144円</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 （契約書の作成）</p> <p>第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> </div>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また、契約事務のルール等について、同年2月実施の会計フォローアップ研修出席時に配布されたテキストを所属内で共有し、職員全体のさらなる意識向上を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 薬務課</p>	<p>支出負担行為は、年度内（3月31日まで）に行わなければならないが、経費支出の増額変更伺（支出負担行為）が、起票日を平成27年3月31日に遡る形で起案、決裁されていた。</p> <p>1 大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市及び枚方市における保健衛生に係る届出事務の経費の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 経費支出変更伺の起案日：平成27年5月11日 決裁日：平成27年5月11日</p> <p>(3) 遡りの起票日：平成27年3月31日 決裁日：平成27年3月31日</p> <p>(4) 増額変更額：1,400円</p> <p>2 平成26年度直通電話料金にかかる経費の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 経費支出変更伺の起案日：平成27年4月22日 決裁日：平成27年4月22日</p> <p>(3) 遡りの起票日：平成27年3月31日 決裁日：平成27年3月31日</p> <p>(4) 増額変更額：13,646円</p>	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【会計事務の手引き】 第4章 支出 第2節 支出負担行為</p> <p>1 支出負担行為の意義</p> <p>支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいいます。</p> <p>支出負担行為は、歳入の調定に相当し、支出発生の経理上の時点を定めたものであって、支出命令行為とは別個の行為として法定されており、法令又は予算の定めるところにしたがって、これをしなければならない。（地方自治法第232条の3、財務規則第39条）なお、支出負担行為は、年度内(3月31日まで)に行わなければならない。</p>	<p>平成27年10月には所属職員に対し、監査結果の情報共有を行い、支出負担行為についてその時期のとらえ方を中心に注意喚起、履行確認についても周知を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則及び会計事務の手引きに基づき、常に事業費が適正に執行されているかを確認し、支出負担行為に過不足がないよう、また年度末における履行確認に更に注意していく。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 保健医療室 地域保健課	<p>電子計算機システムの賃借及び保守に関する契約（平成25年10月1日から平成30年9月30日までの長期継続契約）について、消費税及び地方消費税の税率変更に伴う賃貸借料（月額）の変更契約締結伺及び経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、税率変更の施行日（平成26年4月1日）の後に行われていた。</p> <p>1 電子計算機システムの賃借及び保守に関する契約の一部変更について</p> <p>(1) 変更契約の契約日：平成26年4月1日</p> <p>(2) 変更契約締結伺の起案日：平成26年5月7日 決裁日：平成26年5月8日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成26年5月27日 決裁日：平成26年5月27日</p>	<p>消費税及び地方消費税の税率変更に伴う事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税税率等に関する経過措置の取扱いQ&A（平成25年4月 国税庁消費室）】</p> <p>5 資産の貸付けの税率等に関する経過措置 （資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要）</p> <p>問35 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要を教えてください。</p> <p>【答】</p> <p>平成8年10月1日から指定日の前日（平成25年9月30日）までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、旧税率が適用されます（改正法附則5④、改正令附則4⑥）。</p> <p>ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この経過措置は適用されません。</p> <p>① 当該契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること。</p> <p>② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。</p> <p>③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと並びに当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額（利子又は保険料の額を含む。）の合計額のうち当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が100分の90以上であるように当該契約において定められていること。</p> <p>なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています（改正法附則5⑧）。</p>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>また消費税及び地方消費税の税率変更に伴う事務のルールについて周知徹底を図った。</p> <p>今後の税率変更等諸制度の改正の際は、関係機関の通知等を常時確認することにより、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育委員会事務局 教育総務企画課	<p>役務の提供に伴う経費の支出において、経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務実施の後に行われていた。</p> <p>【教育委員会事務局転入職員研修における要約筆記奉仕員派遣業務】</p> <p>(1) 業務実施日（職員研修実施日） 平成26年5月9日 (2) 経費支出伺書（支出負担行為）決裁日 平成26年5月16日 (3) 契 約 金 額 金46,000円</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>平成27年12月28日に教育総務企画課内にて、各グループを対象に会計・契約事務研修を実施することにより、財務規則を初めとする制度の周知徹底を行った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課	<p>大阪府立門真スポーツセンターについては、指定管理者制度を導入し、4年間の管理運営業務契約を締結しているが、平成26年度の経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、当該年度の業務開始までに行われていなかった。</p> <p>【大阪府立門真スポーツセンター管理運営業務】</p> <p>(1) 指定管理期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日</p> <p>(2) 契約金額 総額 金1,126,315,000円</p> <p>(3) 平成26年度に係る業務期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日</p> <p>(4) 経費支出伺書（支出負担行為） 決裁日：平成26年5月12日</p> <p>(5) 支出負担行為額（平成26年度分） 金295,240,000円</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>今後は事務担当職員のみならず他の職員・決裁者を含めて複数の職員がチェックし、業務の開始までに経費支出伺書（支出負担行為）の決裁を行う。</p> <p>また、大阪府財務規則等の関係法令を踏まえ事務処理を行う等、経費支出事務に関する留意点について平成27年9月8日に開催した課内会議で周知徹底した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで）